

2018年11月21日
尚絅学院大学
学生生活課

本学の卒業生で日本学生支援機構奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。ところで、奨学金はリレー口座からの口座振替により返還することとなっていますが、例年最初の引き落としができない方が少なからずいらっしゃいます。最初の引き落としが出来ないと、延滞となってなかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて注意喚起するためにこの文書を本学 HP に掲載致します。あなたの返還金は口座からきちんと引き落とされていますでしょうか？あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書が郵送されていて、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんでしょうか？今一度ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度（※）などの仕組みがありますので今すぐ以下の日本学生支援機構相談窓口にご連絡ください。ご相談の際には、お手元の奨学生証や貸与奨学金返還確認票で奨学生番号を確認してから電話をするようにしてください。※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

【日本学生支援機構の相談窓口】 電話 0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは以下の URL をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

【本学の相談窓口】

学生生活課

電話 022-381-3308

E-mail: gakusei@shokei.ac.jp